M 会社の純資産は 15 億円、その他 10 億円の無担保債権者が存在するとして、社債管理者・社債権者・無担保債権者の債権回収額・率を学説ごとに比較する(倒産法上の否認権行使はないものとする)。

	社債管理者 (10 億円)	社債権者 (10 億円)	その他の無担保債権者 (10 億円)	損害
債権回収せず 〔基準〕	50%;5億円	50%;5 億円	50%;5 億円 (=15 億/3)	
債権回収 (救済措置なし)	100%;10 億円	25%;2.5 億円	25%;2.5 億円 (=(10-5=)5億円/2)	
㋐差額説	75%;7.5 億円(弁済 10 億円－損害賠償 2.5 億円)	50%;5 億円(破産配当 2.5 億円＋損害賠償 2.5 億円)	25%;2.5 億円(破産配当)	損害＝社債管理者が債権回収しなければ得られた破産配当(5 億円)－実際に社債権者が受け取った破産配当(2.5 億円)
㋑(a) 按分比例説	50%;5 億円(弁済 10 億円－社債権者への分配 5 億円) ※弁済により債権は消滅するため、破産配当に加入できない。	75%;7.5 億円(管理者からの分配 5 億円＋破産配当 2.5 億円)	25%;2.5 億円(破産配当)	損害(配分額)＝10 億円×1/2=5 億円
㋑(b) 均等按分比例説 ＝TIA311(a)	約 66.7%;6.67 億円(弁済 10 億円－社債権者への分配 5 億円＋破産配当 1.67 億円)	約 66.7%;(管理者からの分配 5 億円＋破産配当 1.67 億円)	約 16.7%;1.67 億円(破産配当＝5 億円/3;社債管理者・社債権者の破産債権は各 10 億円として破産配当を算定)	同上
㋑(c) プロラタ解決説 田中亘『会社法〔第 5 版〕』591 頁コラム 6-35	62.5%;6.25 億円(弁済 10 億円－社債権者への賠償 3.75 億円)	62.5%;6.25 億円(管理者からの分配 3.75 億円＋破産配当 2.5 億円)	25%;2.5 億円(破産配当＝(15-10=)5 億円/2(社債権者 10 億円とその他無担保債権者 10 億円)	損害＝社債権者が按分比例配分を管理者から受けた場合に得られた弁済額(5 億＋破産配当 1.25 億*)－実際に受けた弁済額(破産配当;2. 5億)＝3.75 億円。 *残資産 5 億円に対して、管理者と社債権者はそれぞれ 5 億円**、無担保債権者は 10 億円の債権を有するため、破産配当＝5/4=1.25 億円。 **管理者への弁済(10 億円)のうち、社債権者に配分した額(5 億円)のみが遡及的に無効となり、管理者・社債権者は各 5 億円、その他無担保債権者は 10 億円の破産債権を破産財団(5 億円)に対して有すると仮定して破産配当を計算。
㋓回収不能全額説	25%;2.5 億円(弁済 10 億円－損害賠償 7.5 億円)	100%;10 億円(破産配当 2.5 億円＋損害賠償 7.5 億円)	25%;2.5 億円(破産配当)	損害＝社債権者の債権額全額－回収不能額=7.5 億円 ただし、710 条 2 項ただし書(因果関係)により限定する可能性あり。